

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和7年(2025年)1月17日現在

道民意見提出手続きにより、道民の皆様からご意見を募集したところ、個人1人、2団体から、10件のご意見が寄せられました。

ご意見の概要（要旨）及びご意見に対する道の考え方は、次のとおりです。

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分について

A	意見を受けて案を修正したもの	-
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	-
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	7
D	案に取り入れなかったもの	3
E	案の内容についての質問等	-

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>○ 遺伝子組換え作物の生産・試験については、政府の規制に従って行えば何ら問題がないことから、本条例は、撤廃すべきである。</p>	<p>道では、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することによって、一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止し、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図るため、条例を定めており、生産や試験等を禁じているものではない。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">D</div>
<p>○ 本条例は、内閣府食品安全委員会が科学的判断に基づいて設定した安全基準や、農林水産省が国内作付けを認めた基準を否定するものであり、国全体の法律や政策と矛盾しているため、本道の発展を著しく阻害するものとする。</p>	<p>道では、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することによって、一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止し、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図るため、条例を定めており、生産や試験等を禁じているものではない。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">D</div>
<p>○ 道には、内閣府食品安全委員会および農林水産省が科学的に検証した安全基準を住民や企業に正確に説明する義務がある。</p> <p>しかし、現状は、不安を煽る方向で規制を強化しており、道内企業や住民に過剰な負担を与えるだけでなく、行政の基本的役割である「正確な情報提供と科学的根拠に基づいた政策運営」に反している。</p>	<p>遺伝子組換え作物・食品について、正確な情報の共有や、ホームページやメールマガジン等を活用して、分かりやすい情報の提供に取り組み、道民の皆様が安全で安心な食品を選ぶ機会の確保に努めてまいります。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>○ 小麦、飼料に使われる大豆、子実用トウモロコシの自給率向上は急務となっている中、低コスト、省人化、スマート農業に適応可能な遺伝子組換え作物は、北海道の農家の生産性を大幅に向上させる潜在力を持っており、農業の持続可能性が高まると同時に、エネルギー自給率の向上にも寄与する事が期待される。</p> <p>道が本条例により規制を設けることで、道内の農業発展や自給率向上を妨げるだけでなく、農林水産省が掲げる国産化推進の方針とも矛盾している。</p> <p>道は、科学的根拠と国の政策に基づいた建設的な施策を講じるべき。</p>	<p>道では、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することによって、一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止し、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図るため、条例を定めています。</p> <p>また、道では、本道の酪農畜産経営を持続的に発展させていくため、良質な自給飼料の生産と利用の拡大を進め、道内における飼料生産基盤のフル活用に向けた道産飼料の生産拡大や耕畜連携の取組を推進しています。</p>
<p>○ 世界的な食料危機への不安や、科学技術の進歩があったとしても、遺伝子操作を行った食品は、子や孫など後の世代への取り返しのつかない影響が懸念され、道民意識調査にもあるように慎重な上にも慎重であるべきと考える。</p>	<p>定期的に条例の点検・検証を進める中で、道民の皆様に対し、遺伝子組換え作物及びそれを使用した食品の自然環境への影響や安全性等についての意識調査をしておりますが、今年度におきましても、6割を超える方が「不安に思う」と回答しています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、遺伝子組換え作物・食品について、正確な情報の共有をはじめ、消費者や生産者、食品事業者、研究者など関係者が相互に理解を深められるよう、Webも活用しながら、定期的に情報提供や意見交換を行うリスクコミュニケーションを実施するとともに、ホームページやメールマガジン等を活用して、分かりやすい情報の提供に取り組み、道民の皆様が安全で安心な食品を選ぶ機会の確保に努めてまいります。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>○ 遺伝子組換え作物の安全性について、どのような評価がなされても、消費者に選ぶ権利を残すべきであり、「遺伝子組換え」食品に対する表示は、量の多寡にかかわらず必須と考える。</p>	<p>道では、EUと同様に遺伝子組換え表示義務を全ての食品や飼料等に拡大するなど、遺伝子組換え作物等の流通に関する制度の充実・強化を図ることを国に対して要望しています。</p> <p>引き続き、国に対し、遺伝子組換え作物等に関する表示制度の充実を求めています。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 30px; float: right; margin-top: 10px;">C</div>
<p>○ ゲノム編集技術を応用した作物・食品は、遺伝子を操作するという意味では、遺伝子操作生物であり、ゲノム編集は遺伝子を改編していないと誤解を与えてはならない。</p>	<p>ゲノム編集技術で得られた作物のうち移入された核酸又はその複製物が残存しているものは、カルタヘナ法で規定する遺伝子組換え作物となり、本条例の対象となります。</p> <p>また、ゲノム編集技術は新しい技術であり、先般の道民意識調査においても、5割の方が「不安に思う」と回答されたほか、2割の方が「わからない」と回答されるなど、十分に道民の皆様には周知されていない状況となっています。</p> <p>このため、国に対し、ゲノム編集技術やこれを活用した食品についての国民への丁寧な説明を求めるとともに、正確な情報の提供に取り組んでいきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 30px; float: right; margin-top: 10px;">C</div>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>○ ゲノム編集技術応用食品が本道で実用化されると交雑の危険性が増し、消費者の購買行動にも影響しかねないことを懸念する。</p>	<p>ゲノム編集技術で得られた作物のうち移入された核酸又はその複製物が残存しているものは、カルタヘナ法で規定する遺伝子組換え作物となり、本条例の対象となります。</p> <p>また、遺伝子組換えに該当しないゲノム編集技術で得られた農林水産物は、食品としての安全性や生物多様性の確保などの観点から問題がないことを確認した上で栽培や市場流通されています。</p> <p>一方、ゲノム編集技術は新しい技術であり、先般の道民意識調査においても、5割の方が「不安に思う」などと回答されたほか、2割の方が「わからない」と回答されるなど、十分に道民の皆様には周知されていない状況となっています。</p> <p>このため、国に対し、ゲノム編集技術やこれを活用した食品についての国民への丁寧な説明を求めるとともに、正確な情報の提供に取り組んでいきます。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>
<p>○ 本条例の2022年の改正では、食用や飼料用の遺伝子組換え作物以外は一律に規制対象外としたが、観賞用として将来、どのような遺伝子組換え作物が開発されるか予見できない中、食用や飼料用以外の遺伝子組換え作物を一律に認めることは危険である。</p> <p>道民の安全・安心を求める思いに応えた本条例の主旨を守り続けていただきたい。</p>	<p>2022年の改正では、本条例が食の安全・安心を守るためのものであることを明確にするために、観賞用の花きなどを対象外としたところであります。</p> <p>条例の対象外となる観賞用の花きなどについても、自生する野生種との交雑や駆逐の可能性、野生動植物に対する有害物質の生産の有無などの審査を経たもののみが、カルタヘナ法に基づく承認を受け、その際に国民への健康に対する危険も考慮するとされており、生態系や人の健康への影響はないと考えています。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">C</div>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>○ ゲノム編集技術には、狙った個所以外の遺伝子を傷つける「オフターゲット」の問題や、遺伝子の改編を確認するマーカーとして抗生物質耐性遺伝子が使われ、残留した場合、人や動物が摂取して抗生物質耐性がつく危険性がある。</p> <p>ゲノム編集は、自然界又は従来品種改良で起こる変化の範囲内であるため、「遺伝子組換え技術に該当しない」として、安全性審査は不要とされるが、オフターゲットや抗生物質耐性遺伝子問題は、まさに「自然界又は従来品種改良」では起きえない。</p> <p>消費者の危惧・懸念がぬぐえない以上、ゲノム編集は届け出でなく、より厳格な審査制を採用し、少なくとも食品表示は必須と考える。</p>	<p>ゲノム編集技術で得られた作物のうち移入された核酸又はその複製物が残存しているものは、カルタヘナ法で規定する遺伝子組換え作物となり、本条例の対象となります。</p> <p>また、遺伝子組換えに該当しないゲノム編集技術で得られた農林水産物については、関係省庁が開発者等からの事前相談を受け、学識経験者等に意見を伺い、内容に疑義がないことを確認するなどの手続きを経て届出を受理し、食品としての安全性や生物多様性の確保などの観点から問題がないことを確認した上で栽培や市場流通されています。</p> <p>一方、この技術は新しい技術であり、先般の道民意識調査においても、5割の方が「不安に思う」などと回答されたほか、2割の方が「わからない」と回答されるなど、十分に道民の皆様に周知されていない状況となっています。</p> <p>このため、国に対し、ゲノム編集技術やこれを活用した食品についての国民への丁寧な説明や、食品の安全性に関する食品表示の創設などを求めるとともに、正確な情報の提供に取り組んでいきます。</p>

C